

紀美野町第4回定例会会議録

平成22年11月29日（月曜日）

○議事日程（第1号）

平成22年11月29日（月）午前9時06分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
 - 第 2 会期の決定について
 - 第 3 諸般の報告について
 - 第 4 議案第 94号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について
 - 第 5 議案第 95号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について
 - 第 6 議案第 96号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について
 - 第 7 議案第 97号 紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について
 - 第 8 議案第 93号 紀美野町社会体育施設条例の制定について
 - 第 9 議案第 98号 紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について
 - 第10 議案第 99号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について
 - 第11 議案第100号 平成22年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について
 - 第12 議案第101号 平成22年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
 - 第13 議案第102号 平成22年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
 - 第14 議案第103号 平成22年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第3号）について
 - 第15 議案第104号 平成22年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

○議員定数 16名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	田代哲郎君
2番	小椋孝一君
3番	北道勝彦君
4番	新谷榮治君
5番	向井中洋二君
6番	上北よしえ君
7番	西口優君
8番	伊都堅仁君
9番	仲尾元雄君
10番	前村勲君
11番	加納国孝君
12番	松尾紘紀君
13番	杉野米三君
14番	鷺谷禎三君
15番	美濃良和君
16番	美野勝男君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	橋戸常年君

消 防 長 家 本 宏 君
総 務 課 長 井 上 章 君
企 画 管 財 課 長 増 谷 守 哉 君
住 民 課 長 牛 居 秀 行 君
税 務 課 長 温 井 勝 君
産 業 課 長 中 尾 隆 司 君
建 設 課 長 山 本 広 幸 君
会 計 管 理 者 岡 本 卓 也 君
総 務 学 事 課 長 兼
教 育 次 長 溝 上 孝 和 君
生 涯 学 習 課 長 新 田 千 世 君
保 健 福 祉 課 長 山 本 倉 造 君
水 道 課 長 岩 本 介 伸 君
地 籍 調 査 課 長 温 井 秀 行 君
美 里 支 所 長 尾 花 延 弥 君
代 表 監 査 委 員 向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 会

○議長（美野勝男君） 規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第4回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時06分）

○議長（美野勝男君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（美野勝男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、10番、前村勲君、11番、加納国孝君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（美野勝男君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、伊都堅仁君。

（8番 伊都堅仁君 登壇）

○8番（伊都堅仁君） 議運委員長報告。

去る11月22日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

会期は本日から12月17日までの19日間とし、再開日は7日、14日及び17日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は12月1日、水曜日の午後3時までといたします。

次に、全員協議会につきましては、本日本会議終了後、開催したいと思っております。

次に、総務文教常任委員会を12月2日、木曜日、午前9時30分から、産業建設常任委員会は12月3日、金曜日、午前9時30分から開催したいと思っております。

次に、広報編集委員会を12月14日、本会議終了後開催したいと思っております。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べる場合もありますので、よろしく申し上げます。

以上で報告を終わります。

(8 番 伊都堅仁君 降壇)

○議長 (美野勝男君) お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から 12 月 17 日までの 19 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から 12 月 17 日までの 19 日間と決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告について

○議長 (美野勝男君) 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員より、例月出納検査結果に関する報告が提出されております。

お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長 (寺本光嘉君) 開会に当たりまして、一言ごあいさつ並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第 4 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ関係者の皆様方には、何かとご多忙の中をご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、先日発生しました本町職員の不祥事について、ご報告を申し上げます。

この事件は本町水道課職員が銃砲刀剣類所持等違反で逮捕、起訴されたものであり、非常に遺憾であり、ご心配をかけた議員各位はもとより、町民の皆様方に深くおわびを申し上げます。

町といたしましては、11 月 12 日に本人に事実確認を行い、本人が所持の事実を認めため、去る 11 月 16 日に開催されました懲戒審査委員会の答申を受け、11 月 25 日に懲戒免職処分を行いました。

公務外とはいえ、私としても監督責任を強く感じ、減給についての追加議案の準備を

進めているところであります。今後職員については、さらに綱紀肅正に努め、町民の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

さて、今年2回目となる婚活事業につきましては、「紀美野めぐりあい2010」として募集をし、32組の男女の参加を得て、町文化センター並びにみさと天文台において実施したところ、7組のペアが誕生して成功裏に終了いたしました。カップルにならなかった若者にも、紀美野町のよさをアピールすることができました。

次に10周年を迎えました、のかみふれあい公園の記念イベントをはじめ、世界民族祭や農林商工祭りは、町内外より多くの参加をいただき、町の活性化対策として実施をいたしました。

また、先日11月21日、紀美野町の農村センターを主会場として開催されました和歌山県中学校駅伝マラソン大会におきまして、野上中学校の女子チームは見事優勝、また男子チームは4位という立派な成績を達成されました。優勝した女子チームは全国大会、また女子チームと男子チームは、ともに近畿大会へ出場をいたします。この栄誉をたたえるとともに、皆さんとお祝いを申し上げたいと存じます。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第93号から議案第104号までの12件であります。紀美野町社会体育施設条例の制定についての案件が1件、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する案件、ほか条例の一部改正についての案件が5件、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についての案件が1件、平成22年度紀美野町一般会計及び特別会計の補正予算に関する案件が5件であります。

後ほど担当課長より詳しくご説明を申し上げますので、十分ご審議の上、原案どおりご可決くださいますようお願いをいたしまして、ごあいさつと行政報告とさせていただきます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長(美野勝男君) 次に、過日、総務文教・産業建設両常任委員会が県外の所管事務調査を行っていますので、委員長から調査結果について報告願います。

総務文教常任委員長、小椋孝一君。

(2番 小椋孝一君 登壇)

○2番(小椋孝一君) それでは、総務文教常任委員会報告をさせていただきます。

去る10月13日から15日までの3日間、総務文教常任委員会所管事務調査を新潟

県の2カ所の先進地において実施してまいりましたので、結果を報告いたします。

最初の先進地視察は、新潟県村上市にある「高根山のおいしさ学校 I R O R I」に行きました。新潟県の北部に位置する旧朝日村の旧高根小学校の廃校を利用して、食堂等を経営している施設でありまして、過疎化が進む中で、このままでは生まれ育った集落がなくなると危機感を持った約40名の有志により結成された高根フロンティアクラブという団体が、平成12年廃校になった旧朝日村の旧高根小学校の校舎を利用し、「集落の元気づくり」を合い言葉に廃校を「郷土料理の伝承の場」として展開していくため、平成15年に「郷土料理の伝承の場・高根の情報発信拠点」とする施設として、農家レストランを開設、地域の主婦の方々による地元の季節の食材をふんだんに用いたメニューを提供されました。

食堂のほか、漬物加工場、イワナの燻製加工場があり、ピザづくり体験、そば打ち体験、豆腐づくり体験等の体験メニューも用意されていて、他にどぶろく特区の認定を受け、年間約1,500本の生産販売し、販売売り上げを伸ばしているとのことでありました。

夏のひまわりフェスティバルや秋の収穫祭等各種イベントの開催により、広く集落の外に向けてPRし、4月中旬から11月末の間の土曜日、日曜日、祝日のみの営業にもかかわらず、年間約3,500名の来客数、新潟市はもとより、県外からもリピータが増加しているとのことでありました。

過疎地域の人たちの創意工夫による、地域の自立を目指した過疎地域の活性化に対する取り組みは、過疎対策の先進的、モデル的事例として非常に参考になりました。

もう1つの視察地は、新潟県南魚沼市に行きました。

「なじよもネット」という、日々の暮らしの中でちょっとした困り事のある人と、ちょっとしたことならお手伝いできるという人が地域の中でお互いに支え合うという、有償の地域住民の支え合い活動について、研修をいたしてまいりました。

平成21年度厚生労働省の補助事業で「市民の主体性に基づき新たな住民参加のサービスの担い手として、生活・介護サポーターを養成し、地域で高齢者の生活を支えるシステムを構築するものに対して、1市町村当たり約360万円の補助金（100%補助）として交付される制度を利用しているとのことでありました。

住みなれた地で、だれもがいきいきと健康で安心して暮らせるように、お互いに助けたり、助けられたり、地域で支え合う社会を目指し、住民主体で地域の福祉力を高める

ことを目的とし「生活・介護支援サポーター養成事業」に取り組まれていました。

この事業に参加し、養成講座を終了した人たちにより、有償ボランティア活動を実施していくことを目的として、平成22年3月「生活・介護サポーター連絡協議会」を設立され、平成22年4月より活動を開始されてきました。

あらかじめ登録された利用者と協力員との日程調整や、30分150円プラス交通費の利用料徴収等、社会福祉協議会が事務局となり実施されてきました。

現在は生活・介護サポーター養成講座を終了した方で、趣旨に賛同した48名が協力員として登録され、ほかの各種見守り事業のすき間を埋める形で実施中とのことでありました。

平成22年度上半期の実績として、利用者数が45名、実施回数は252回、利用時間が252時間、主なサービスの内容として「住居等の清掃・整理・ごみ出し」や「話し相手」、「買い物」、「身の回りのお世話」等とのことでありました。

当町社会福祉協議会においても「ふれあい・ハート」事業という、類似した事業が実施されているところではありますが、利用料金が1時間当たり900円から1,200円プラス交通費となっており、利用者は減少傾向にあると聞いています。

本町の高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯比率を考えると、今後我々が学ぶべきことが多く見られ、非常に有意義な調査でありました。

以上で委員長報告とさせていただきます。

また、過日、所管事務調査を行いましたので、それもあわせてご報告をさせていただきます。

去る11月12日に総務文教常任委員会所管事務調査を実施してまいりましたので、ご報告をいたします。

今回の調査は、町の歴史的な事業や町内の史跡・文化財について調査をしてまいりました。

初めに美里町誌編纂の作業を行っております森下誠先生を講師にお招きし「世界遺産の光と影」——高野寺領の政治と人々の暮らしを当時の文献から考える——と題してご講演をいただきました。

今から230年余り前、旧美里町全域と旧野上町の一部が高野寺領であった時代、重税に苦しむ高野寺領百数十カ村の領民3,000人が蜂起した百姓一揆、この一揆の結果、百姓20数人が捕らえられて江戸に送られ、その後8人が首謀者とみなされ、獄門

を言い渡された。世に言う「高野騒動」について等、現在残っている資料・古文書等の説明も織りませ、ご講演をいただきました。

その後、熊野神社の石造宝篋印塔、庄屋弥市郎の墓、泉福寺梵鐘、十三神社など、森下先生の説明を聞き、現場調査をしてまいりました。

町内には、この他まだまだ多くの史跡・文化財があり、今回はごく限られた時間のため、一部の場所のみの調査にとどまりました。

まさに「村に歴史あり」ということで、町の歴史を学び、これらの史跡・文化財等を今後も大切に保存し、またどのように研修等に利用していくかを改めて考えさせられる調査でありました。

以上で委員長報告を終わります。

(2番 小椋孝一君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 産業建設常任委員長、松尾紘紀君。

(12番 松尾紘紀君 登壇)

○12番 (松尾紘紀君) 産業建設常任委員長報告をいたします。

去る10月13日から15日までの3日間、産業建設常任委員会所管事務調査を新潟県において実施いたしました結果について報告申し上げます。

14日は新潟県柏崎市の第3セクター方式の公共温泉旅館農村観光施設に行ってきました。

資本金6,105万円(うち柏崎市3,330万円出資)、株主数242人の株式会社じょんのび村協会で、農村宿泊休養施設、温泉施設、手づくり工房、農村貸別荘等を第3セクター方式により経営する施設です。

平成6年の「じょんのび村」オープンから平成15年度までの黒字経営も、平成16年度からは徐々に赤字となり、平成16年と平成19年7月の地震災害の影響を受け、平成20年度まで5年連続赤字でありました。

しかし平成20年度からの新たな取り組みとして、施設大規模改修のほか、組織改革により支配人制度を導入し、業務部・管理部、二部体制を確立し、企画営業担当を専従化し、ホームページを最大限に活用、情報の提供を細やかに発信するとともに、四季折々の取り組みを紹介し、停滞している入込客数の増加を図り、さらに健全経営を目指すために、あらゆる経費の節減を図るとともに、だれからも愛され親しまれ、社会に貢献できる会社づくりに努めたとのことでした。

主な改善ポイントとしては、それまで2カ所あった厨房を1カ所にまとめたこと、2カ所あった売店を統合したこと、従来の灯油ボイラーをやめ、ペレットを燃料にしたボイラーを導入し、燃料費を節減したこと、また管理職も含め、全社員がパートの仕事もこなすことにより、8人のパートの欠員を補充することなく、社員全体で経費節減に臨んだことなどが挙げられるとのことでした。

その結果、平成21年度については2,300万円余りの黒字となったとのことでした。

当町のふるさと公社経営の宿泊施設における経営理念の再確認や経営計画基本方針の見直し等に非常に参考になるものと感じました。

次に佐渡市において、「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度について調査を行いました。

「美しく環境にやさしい島づくり」を目指し、朱鷺と人がともに暮らすことができる環境のもと、生き物をはぐくむ自然に優しい農法で栽培するコシヒカリを「朱鷺と暮らす郷づくり認証米」（佐渡コシヒカリ）として生産販売されていました。

「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度の要件としては、以下の4点があります。

- ①佐渡市で栽培された米であること。
- ②栽培者がエコファーマーの認定を受けていること。（エコファーマーとは、土づくり技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術に取り組む計画を新潟県から認定された農業者のこと）
- ③農薬・化学肥料を減らして栽培された米であること。

具体的には、栽培期間中、化学農薬・化学肥料を佐渡地域観光栽培の基準比5割以下に減らして栽培されたものを指します。

- ④生き物をはぐくむ農法により栽培されたものであること。

生き物をはぐくむ農法とは、水田・水路での入江の設置、ふゆみず田んぼの実施、魚道の設置、またはビオトープと水田の連携の4つの技術のいずれかを実施することを指します。

朱鷺のエサが田んぼにいる、田の中干しをしても、田の周りにある水辺に生物が逃げ込めるように、農家に入江をつくってもらい、冬には田んぼに水を張っておいてもらったり、魚道をつくったりして、川から魚が自由に行き来できるようにしてもらって、生物を田にふやすことで、朱鷺と共存できる環境づくりをされているということでした。

これらの4つの要件をクリアして、安心・安全・おいしいお米「朱鷺と暮らす郷づくり認証米」をつくっているとのことでした。

佐渡で生産される米2万3,000トン中、1万8,000トンが認証米で、年間売上金額が85億円あり、南魚沼産コシヒカリに次ぐ日本で2番目に単価の高い米になっているとのことでした。

今後、化学農薬・化学肥料の5割以上低減栽培を全島挙げて取り組んでいき、最終的には無農薬栽培を目指しているとのことでした。

人と環境に優しい「安全・安心」な農作物をつくる取り組みは、当町にとっても非常に参考になるものがありました。

調査を終え、これら2カ所での調査成果を当町のこれからの施策に役立てていきたいものです。

これで委員長報告を終わります。

(12番 松尾紘紀君 降壇)

○議長（美野勝男君） 次一般質問の通告は12月1日、午後3時までに提出願います。

今期定例会までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりであります。

陳情第4号は、総務文教常任委員会へ付託しましたので、報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第94号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

◎日程第5 議案第95号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について

◎日程第6 議案第96号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

◎日程第7 議案第97号 紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男君） 日程第4、議案第94号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第95号、紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第96号、紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について及び日程第7、議案第97号、紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。

総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長 (井上 章君) それでは議案書の5ページをお願いいたします。

議案第94号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成22年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴いまして、国家公務員の一般職の給与等に関する法律が改正されたことに準ずるものでございます。

1枚めくっていただきまして、6ページをお願いいたします。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例ということで、第1条の改正につきましては、平成22年12月の期末手当の支給率を0.15カ月分減額するものでございます。

第2条の改正につきましては、平成23年6月以降の期末手当の支給率を定めるものでございます。6月の期末手当は1.4カ月分、12月分は1.55カ月分となります。

附則につきましては、施行日の規定でございます。

以上で議案第94号の説明を終わらせていただきます。

続いて7ページをお願いいたします。

議案第95号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について

紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成22年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由、先ほどと同じですが、人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴い、国家公務員の一般職の給料の法律が改正されますので、それに準ずるものでございます。

次の8ページをお願いいたします。

紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例ということで、第1条の改正につきましては、平成22年12月分の期末手当の支給率を0.15カ月分減額する

ものでございます。

以上の改正につきましては、平成23年6月以降の期末手当の支給率を定めるもので、6月の期末手当につきましては1.4カ月分、12カ月では1.55カ月分となります。

附則につきましては、施行期日の規定でございます。

議案第95号はそれで終わらせていただきまして、続いて議案第96号、9ページでございます。

議案第96号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成22年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由は、人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴い、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに準ずるものでございます。

10ページをお願いいたします。

紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例についてということで、第1条の改正につきましては、平成22年12月の期末手当の支給率を0.15カ月分減額するものでございます。

第2条につきましては、平成23年6月の期末手当の支給率を定めるもので、6月の期末手当は1.4カ月分となります。12月は1.55カ月分となります。

附則につきましては、施行期日の規定であります。

以上で議案第96号の説明を終わらせていただきます。

続いて11ページをお願いいたします。

議案第97号 紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について

紀美野町職員給与条例及び紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成22年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由は、人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴い、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに準ずるものでございます。

1枚めくっていただきまして、12ページをお願いいたします。

紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例ということで、第1条の改正につつま

しては、平成22年12月の期末勤勉手当の支給率を0.2カ月分減額するとともに、行政職の給料表1と2がございますが、それを改正するものでございます。

給料表の説明は、申しわけございませんが、省かせていただきます。

議案書の19ページをお願いいたします。

第2条の改正につきましては、平成23年6月以降の期末勤勉手当の支給率を定めるものでございます。期末手当につきましては、6月分で1.225カ月分、期末手当の12月分は1.375カ月分でございます。勤勉手当は6月、12月とも0.675カ月分となります。

第3条の改正でございます。これにつきましては、平成18年の給料表切りかえに伴う経過措置の算定基礎を100分の99.76でございましたが、100分の99.59へと引き下げる改正でございます。

続いて附則の1項につきましては、施行期日の定めでございます。

2項につきましては、人事院勧告の4月に遡及して適用する規定でございまして、4月からの給料の減額分と6月の期末勤勉手当の減額分を12月の期末手当で調整するものでございます。

20ページの3項につきましては、平成18年からの給与構造改革として、給与の昇給抑制を行ってきたものを、1号俸抑制してきたのですが、それを回復するというものでございます。

4項につきましては、育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用でございます。

5項につきましては、育児休業法第17条についての準用でございます。

6項につきましては、規則への委任規定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長(美野勝男君) これから質疑を行います。

1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

○1番(田代哲郎君) それでは議案第97号について、質疑させていただきます。紀美野町職員給与条例等の一部を改正する条例について、質疑いたします。

具体的にまとめてみますと、第1条関係では、この12月支給の期末手当を0.15

カ月分減額する、引き下げると。同じく12月支給の勤勉手当を0.5カ月分、これも減額すると。今年12月に支給される期末勤勉手当を、従来の2.2カ月分から0.2カ月分を減額して2カ月分にする。これでいくと0.2カ月分の減額ですから、給与10万円当たり2万円の減額ということになります。

第2条関係では、来年6月に支給の期末手当をさらに0.025カ月分減額して、1.225カ月分にする。来年12月支給の期末手当を0.025カ月分引き上げ、1.375カ月分に引き上げる。来年度支給の勤勉手当を0.02カ月分引き上げて0.675カ月分に、来年6月支給の期末勤勉手当は、現在の1.95カ月分から1.9カ月分になると。来年12月支給の期末勤勉手当は0.05カ月分ふえて2.05カ月分と。要するに来年度は6月分で引き下げて12月支給分で引き上げるということで、その分を上乗せするというので、率は変わらないということになります。今年度（平成22年度）に支給される期末勤勉手当の年間総額が4.15カ月分あった分が0.2カ月分減額されることで、3.95カ月分ということになると。これは1953年、今から57年ほど前ですか、いわゆる昭和28年の公務員の期末勤勉手当の水準です。

そこで質問ですが、まず第1点として、再任用職員の期末勤勉手当は具体的にどうなるのか。配付されている対照表を見てもよくわからないので、これをひとつ質問いたします。

同じく12月支給の期末勤勉手当は平均でどの程度の減額になるのか。再任用職員以外の正規職員の平均で、どの程度の減額になるのかということ。

第3条関係では、先の給与条例改正で減額対象となった職員への補償額を100分の99.76から100分の99.59に減額するものですが、議案書の19ページに載っている、いわゆる第3条の附則第7号中とあって、その下に（2）前号に掲げる職員以外の職員は100分の99.83という記載がありますが、この意味について説明をお願いします。それと減額の対象者が何人程度あるのか、これについて。

附則に移ります。第2項は、平成22年度に支給する期末手当に関する特例措置ということになってます。給与の調整対象職員、4月にさかのぼって毎月0.28カ月分を期末勤勉手当から、いわゆる率を引き下げた期末勤勉手当から、またさらにさかのぼって給与減額分を差し引くということです。6月の期末勤勉手当にかかる調整額も、12月支給分で差し引かれるということになります。昨年もそうでしたが、同じく一度渡しておいて、また取り返すというやり方で、取り返すという表現がどうかわかりませんけ

ども、支給した分を返してもらうというやり方です。給与表の部分では、40歳以上の職員の給与を0.1%から0.2%引き下げることになってます。

そこで質問ですが、第1点として、給与表の減額幅というのは、平均でどの程度の給与表の減額になるのか、お願いします。それから附則第3項で、職員のうち平成22年1月に昇給した職員、その他、必要があると認められる職員を、平成23年4月1日から1号級引き上げることになってます。勧告では平成23年4月1日において43歳に満たない職員という年齢の縛りがついていると思うんですが、この点について、附則では年齢の縛りが無いのはどういう理由なのか。要するに勧告どおりに実施しないということなのか。1号級引き上げの対象者は何人程度なのか、その点についてのお答えをお願いします。

とりあえず以上でお願いいたします。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長（美野勝男君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時53分)

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時05分)

○議長（美野勝男君） 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長（井上 章君） 田代議員の1つ目の再任用職員でございますけれども、本町には対象者がございません。退職された方の再任用というような方でございますけれども、待遇も変わらないわけでございますけれども、本町には対象者が無いということで、ご理解いただきたいと思っております。

2点目の12月の平均給与の減額ですが、平均しますと、1人当たり6万6,000円の減額となります。

3点目の100分の99.835の対象者ですけれども、これも本町にはございません。

4点目の4月から遡及を適用される対象人数は205人、全員でございます。

もう1点、給料表の減額の幅は1,200円ぐらいが平均的なものでございます。

43歳の年齢に適用という部分でございますが、この部分については、議案では当然ないわけで、全員を対象とするように、本町ではやっております。人事院の勧告どおりではございません。

以上でございます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長(美野勝男君) 1番、田代哲郎君。

○1番(田代哲郎君) 減額の平均が6万6,000円程度ということですが、40歳前後の子育て世代との比率で、どのあたりの年齢層が一番減額幅が大きいのか。大まかなところで結構です。気になるのは、40歳前後の子育て世代の一人平均での減額がどの程度になるのかというのが非常に気になるので、大まかなところで答え願えたらと思います。

給与表の平均1,200円程度の引き下げということと、いわゆる遡及して引き下げるということについて、職員のモチベーションへの影響についてはどういうふうに認識されているのかということと、職員団体との話し合いに執行部の三役その他、重要な方々は出られたと思うんですが、職員団体からどんな意見が出されたのか、その辺もお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(美野勝男君) 総務課長、井上君。

○総務課長(井上 章君) 田代議員ご質問の1点目の期末勤勉手当の年齢層というのは、ちょっとわかりかねるんですが、4月にさかのぼっての給料の部分での適用は100名でございまして、年齢の低い方、1級・2級がなしで、3～5級が対象というように、給料の部分ではなっております。

職員の働く意欲、モチベーションでございます。給料の下がりということは、私達も望まないところではございますけれども、人事院勧告ということになりますと、民間の方々、いわゆる町民の方々等の格差と、こういうことになりますので、その点は組合の方々もご理解の上でということで、ご理解いただきたいと思っております。

職員団体、労働組合との話し合いもいたしまして、その点についてのご理解も賜っておるところでございます。

出されたご意見につきましては、4月からの遡及適用はなしにならないのかというよ

うなこと、そういうことにつきましては、人事院勧告自体については4月1日の基準日という形で、民間との給与の格差を比較しておりますので、その点についてご理解をいただいたというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

○1番（田代哲郎君） 3回目の質疑で、この改正で人件費として予算化されていた分が不用額となると思うんですが、人件費が減額されることにより使わなかったお金の総計がどの程度になるのか、お聞かせください。

それから職員団体との話し合いの中で、遡及部分が何とかならないのかと。それは当然どことも出ていると思います。

法務省が今年3月に特別交付税に関する省令の一部を改正する省令というのを公布したんですが、2009年度の分なんですが、交付税の交付額の決定に関する省令改正を行ってます。その後、省令の改正というのはないので、それは有効になっているはずなんですけど、ラスパイレス指数が100に満たない自治体は、マイナス勧告に伴う給料の不利益遡及、年間調整をしなくても交付税の減額対象とはしないという、原文がまだ入ってないのですが、そういう意味の省令が交付されているはずなんです。

昨年度もそうで、今年も同じように、一たん支払った給与をさかのぼって調整するという遡及の部分だけでもやめるという考えはなかったのかどうか。その辺のことについてお聞かせください。

以上です。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の3回目の質疑でございますが、ラスパイレス100未満の自治体においてはということで、自治省のほうでも出されているとは思いますが、基準日が4月1日、これにつきまして、仮に今回は下がってます。しかし上がる場合も、今までは4月1日を基準にして上げてきました。したがって、やはり社会的にも非常に不況という中で、町民の皆さん方が苦勞している。そんな中で我々公務員だけ、そうしたことでいいのかどうかということが、ちょっと私も疑問に思うところでございます。

どうかひとつご理解をいただいて、4月に遡及した上でこれを実施していく、そしてラスパイレスの関係でございますが、当町においては低いということでございます。こ

れについては、ほかの施策でこれを措置をしていくということで、組合とも話をしておるところでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 今回の人事院勧告の影響による減額総額でございますけれども、1,465万円程度ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

7番、西口優君。

（7番 西口 優君 登壇）

○7番（西口 優君） 私もこれについて尋ねたいと思います。

まず公務員の給与、とりあえず普通であったら仕事に対する報酬として給与があると、そういうふう考えたときに、国が100、特にラスパイレスが紀美野町の場合、和歌山県で一番低い、88.1%というふうに平成21年度ではなっております。100の仕事をしたら、紀美野町は88でいいのかと。当然のことながら100%の仕事をしていると、私から見たらこういうふうに見えるわけですよ。100%の仕事をしたら100%の報酬があつてしかるべきであると。こういうふう考えるときに、88.1%という根拠、まず単純に考えて、人事院勧告という部分についてはまた別として、本来は仕事に対する報酬として考えたときには、100に対する報酬が、仕事をすれば100の報酬があつてしかるべきやと。ただ88.1%になっているという根拠はどこにあるのかと思うわけです。

それと、こういうふうに何十年間ずっと低いままで、せめて100が100に何でならんのか、こういうふうな改善策、改善しようと考えてくれているのかどうか、それはわからんけど、もし改善しようと考えているのであったら、何十年も同じままの最下位の状態でいるわけがない。一向に改善策が数字として見えてこないというのはどこにあるのかと、こういうふうに思ってしまうわけです。

本来は仕事頑張ってくれ、そのかわり報酬も精一杯出しますと、これが基本であろうかと思うんですけど、その部分がよくわからないんですよ。普通やったら、同じ自治体間であっても給与に対して差がある。隣の海南市は和歌山県で一番高い、99.3%。けどちょっと境にあるだけで、これだけの差がある。職員の士気にも影響する話やし、それに近づけていく改善策はどんなふうにとっているのかな。これが全く見えてこない

というのは、多分僕らよりも現場に携わっている職員の方が一番感じていると思うんですよ。同じ仕事をやって、なぜそれだけの給料に差があるのか。そんなばかなことはないと思います。そういうふうなことをまず改善していくことが、将来の見通しとして、それでなかったら士気が衰えてくるのではないかと、こういうふうに思うんです。

今現在とはとにかく 88.1%という根拠というのはどこにあるのか。こういうふうな部分と、根拠と、どんなふうにして改善していくのかと、こういうふうな部分がやはり職員にも見えてこなければいけないと思う。そうでないと士気に影響するのではないかと、その点を尋ねたいと思います。

(7番 西口 優君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 副町長、小川君。

(副町長 小川裕康君 登壇)

○副町長 (小川裕康君) ただいまの西口議員の質疑に私からお答えいたします。

ご質問の中で、ラスパイレスが平成21年4月1日で88.1%であるということの根拠と改善策、まずこの2点についてのご質問であったかと思えます。

1つ目の、この数字の根拠ということにつきましては、非常に難しい質問でございます。議員もご承知のとおり、ラスパイレスの88.1%という数字が、どういう形で出されたものであるかということからいたしますと、国家公務員の給料を100としたときに、各団体の値を数学的な計算に基づいて算出したときに、私どもの職員の平均の値が88.1というふうになっておりまして、どの部分で高いか、どの部分で低いかということもございます。それを押し並べてしたときに88という形になっている。

一つ申し上げますと、私ども若い職員の値は、かなり高いところで推移しておりますけれども、それが年齢とともに数値が低くなってきておりまして、平均すれば88.1になっているということでございます。

そしてまた改善策につきましては、決して手をこまねいて見ているわけではございません。給料表につきましては単年のものではなくて、過去から継続しているものでございます。

特に合併という大きなことがございまして、合併前の旧野上町、旧美里町、双方とも非常にラスパイレスが低い団体でございまして、低い団体同士が合併したということで、合併時は大変低うございました。ラスパイレス指数が低いということが大きな課題でありましたけれども、それ以上に旧野上町、旧美里町の職員間の給与水準の差がございま

して、それを調整することをまず念頭に、3カ年程度でやってきております。まずそれをほとんど終えて、そしてまた引き続いて改善策も現在実施しているところでございます。

この改善策につきましては、具体的には申し上げにくいところはございますけれども、職員団体、職員組合ともお互いに協議をした上で、こういう形で改善していきましよう。そしてまず紀美野町職員の給与水準を適正な形にしていきましようということで、お互いに合意の上、現在進めておるところでございます。なかなかすぐには88.1というのが、例えば93とか95とかということは非常に難しいわけでございますけれども、それを実施していくことによって、来年、再来年というふうな形で、水準を適正に改善できるものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(副町長 小川裕康君 降壇)

○議長(美野勝男君) 7番、西口優君。

○7番(西口 優君) 聞き方が悪かったのか、88.1というのは、現実に88.1しか現在払っていない。だから88.1で済んでいることがおかしいと思っているわけです。本来は100%なら100%払っていて当たり前かなと。仕事が88.1%でいいと考えているのかどうかという部分です。現在払っているのは88.1%しか払ってないわけでしょう。だから全体の中で88.1%というのは、僕は問題があると思っているわけです。和歌山県で最下位なんていうことは、いいと思っていないわけです。これだけしか払ってない。何でよということを聞きたいわけや。それだけしか払ってないんやし。なぜそんな数字にしかになってないんなよと。

本来、管理者は仕事を100やってくれたら100払うべきやと。それが88.1%しか、あんたらは仕事をしてないのと違うかと、こういう見方をしているわけや。これではいかんやろうと、そう思っているのやけど。

特にそれだけ長い年月ずっと下積みというか、待遇が悪い中で、そんなわけではない。みんなそれぞれ精一杯やってくれていると思うわけです。よその議会のことは知らんけど。だけどよそに比べても、別に紀美野町の職員が仕事またいとかということはないと思う。それやったら、それだけのことがあってしかるべきやと思っているのやけど。88.1%以上の仕事は多分してくれているやろう。それはそれでいいわけなのに、なぜやろうなど、こう思うわけです。それよりも、仕事に見合うだけの報酬が出されてし

かるべきやと、こう思っているのやけど。なぜ現在こういうふうになっているのか。

それと改善策、3年でというふうに、実際には合併してから、それだけの年数がたっている。それでもなおかつこういうふうな低い数字でいてる。そしたらその間、改善が実際に現場サイドで見えているのかなと、こういうふうに思うわけです。見えるような形でなかったら、今、平成21年度で最下位やと。その間も努力してくれているのか知らんけど、なおかつ最下位でしょう。今後最下位でなくなるという見通しが立たなかったら始まらんと違うかなと、こういうふうに思うわけです。

本来は生活給やしね。物価が別に下がっているわけでも何でもない。多分しんどいはずです。そういうふうに、ある程度見通しが立たなかったらいかん。きっと3年間で、そら努力しているのかもわからんけども、最下位という現状を考えたときに、きっとよその自治体も頑張っって、そういうことを考えているのかも知らん。だけどそれでは一つも数字として出てこない。せめて何年で和歌山県で中間ぐらいの位置にしたいという部分がなかったら、努力はしているのかもわからんけども、数字として出てきていない。そこが、大体あと何年たったら和歌山県の中間ぐらいに来れるのかと。

何年たっても最下位のまま。どこかが最下位なのはわかるけど、せめてそういうふうな今までの不利益を被ってずっと来ているもの、これから先も同じ調子で不利益を被るというのではおかしいと思う。最高の給料を払って最高の仕事をしてくれと、こういうふうに持っていくべきでないかと思うんやけど、その点についての考え方、将来の見通しを、もうちょっとわかるような形でお願いしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再質疑にお答えをいたします。

議員おっしゃられていることは、職員にとりましても、我々にとりましても本当にありがたいことでございます。しかしながら、やはり財政関係もあり、そして対県、対国、そうした中で長期的な計画のもとに、これを引き上げていきたいということで現在も組合と話をし、そして計画的に実施をいたしておるところでございます。

参考のためでございますが、平成18年、合併した当時、旧美里町が85.7、そして旧野上町が89.3と。その両町が合併しましたので87.5と、こういうラスパイレスでございまして、現在は88.1%まで引き上がっています。

県下の市町村、大体見ますと、国家公務員のラスパイレスに比べますと、恐らく平均で92～93%くらいだと思います。したがって、それに向けて、今計画的に上げ

るべき作業を行っておるということでございますので、ひとつご理解をいただきたい。これが2年、3年で給料を1.5倍にするかと。そんなことは決してできるものではないでございます。したがって、過去の積み重ね、そうしたものがあって現在の88.1というのがございますので、これからもそうした改善策を積み重ねていきたい、そうした思いでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男君） 7番、西口優君。

○7番（西口 優君） そうですね。努力してくれると。確かに改善されてきているという部分はわかりました。ただある程度の見通しとして、今後の経過として、和歌山県の中位ぐらいまで来れるのは、どのぐらいの期間を考えたらいいかなど。人事院勧告が引き下げになったから、ついていかならんものかと、これがよくわからんわけです。実際に議案として、こういうふうに入事院勧告が下がっている。そしたらそれについていかならん。この辺が一般的な頭からしたら、よくわからんわけです。最下位なら、別にしばらく置いておいて、みんなよそが下がってくるのか、そういうふうなところまでいかならんものかと、こういう部分が根本的にわかりにくい。

なぜそんなにせんならんのかなと、こういう部分があって。だけど、しばらくとまっていたら、よそが下がってきたら、大体それに合ってくるのかなと。こういうふうにならんものか。

それと本当にある程度の見通しというのが、そもそも職員は定年があることやから、わしらが退職した後ぐらいにしか、ついてこんのかな。これでもつまらん話やし。ある程度の見通しが立たなかつたら。今ここに座っている人たちは、多分自分らの代に間に合わんかなと思ってるか知らんけど、将来的な見通しとして、そこそこの見通しが立たなかつたら座ってにくい話やと思うわけです。単純に素人の考えとして。今そういうふうにしてますという努力がわかったけど、ある程度の見通しが立たなかつたら、努力しているということが形として実感しにくい。そういう部分の考え方、なるかならんかは仕方ないけど、とりあえず今の考え方だけを聞かせてもらいたいと思っております。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々質疑にお答えをいたしますが、先ほど申し上げましたとおり、今現在88.1%というのは、過去何十年間の積み重ねの中で、そうしたことが出てきておるわけです。したがって、これを先ほど話しされましたように、

何年計画で元に戻すのかと、3年で戻すのか、5年で戻すのか、10年で戻すのかと。何十年もかかって今のところへ来ているものを、10年、20年、どれだけと申し上げることがとても難しい。そんな中で、やはりできるだけことはしていきたいということでございます。

それと、先ほど田代議員の質疑にもございましたけど、なぜ人事院勧告どおり43歳という枠を当町はとってないのかと。というのも一つのあらわれであろうかと思しますので、やはり全職員に対して復元をしていきたい、そういう思いからでございますので、微々たることの積み重ねで何とか改善をしていきたい。

そして職員のモチベーション、これについては皆さん非常に今頑張ってくれています。そんな中で議員がおっしゃられるように、100%の仕事をしているのやから100%の給料をやれよと。ありがたい話ですけど、そうした積み重ねと、これからのまた積み重ね、これをもって改善をしていきたいという大きな課題に取り組んでいると、こういうことでひとつご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君） 先ほどから職員の問題として、田代議員や、また2名の議員の方々が質問されておりましたけど、去年、私ども共産党議員団は、人事院勧告の案件に賛成いたしました。職員と一般の町民の方々の差というのが、町民の方々の中にもいろいろありますけども、低いということの中で、職員の皆さんにも頑張ってもらいたいという意味で賛成したわけであります。

しかしこの1年間たってみても、景気の回復というものは全然見られないわけですね。これは一つには、町内だけを見てはいけない部分もあるというふうに思うんですね。ここでお聞きしたいんですが、国との関係でどうであるのか。

今、新自由主義という考え方で進められていて、極端なのが小泉さんの構造改革、これで証券にどんどんと振りかえってものができる、株なんかを自由にできるように規制を取っ払ってしまったと。そういうふうなことがある中で、今、大きな企業を中心に、外貨をどんどん稼ぐという形になってますね。そのために給料を下げよというふうな形できたと思うんです。

入った金で、本来ならば日本が潤うならば問題はないわけなんです、証券化したり、株がどんどんやってくるということで、外部にもうけた金が出ていってしまう。日本にあるのは紙切れの証券だけという、これが今の一番大きな問題になってきているわけなんです。この辺についてはどのように、人事院勧告をやっている関係でその点を考えておられるのか、お聞きしたいと思うのです。

それがさらに進んでいくと、人事院勧告といえども、みんなが内需をどんなふうにも高めていくのかということも考えていかなければならないということで、最低賃金も、せめて時間給1,000円というふうに、労働者の中で運動が始まっています。そのあられで、和歌山も最低賃金674円から684円と、ようやく10円上がったんですけども、そういうような状況にあるわけなんです。

それとあわせて、また人事院勧告で引き下がっていった場合に、また内需が落ち込んでいく方向に向かっていくと。これがひるがえって、私どもの町にどのような影響があるのかということも、考えておかなければならないと思うんです。特に土建関係はもちろんのこと、農業、林業においても、大きな影響が来ているわけですけども、昨今なかなか物が売れなくなっているということも、そのあられであると思います。

そういうことで、こういう状況の中、やはりこれは景気の低迷、または町内の一般住民の方々にも不幸をもたらしていくということにつながっていかないのかどうか。その辺についてどのように把握されているのかを、お聞きしておきたいと思うんです。

それともう1点ですけども、先ほど田代議員の質疑で、人事院勧告が低いところについては、交付税のペナルティがないということでされておりましたが、そういう点では大丈夫であったとして、ほかに何かあるのかどうか。それを恐れて、そういうふうな方向に町長が提案してきているのか。その辺のところはどうであるのか、お聞きしておきたいと思います。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) それでは美濃議員の質疑にお答えをいたします。

新自由主義、また株優先の小泉政権から今の政権に変わってきたと。そんな中で外部に出ていく、そうしたことについての関連と人事院勧告との関連、これをどう考えているのかと。非常に大きな国の問題であろうと思いますが、我々は今体感として実感して

おるのは、国内の産業が空洞化してしまうのではないかと。したがって、これをいかにして国が食いとめ、そして内需拡大、また経済対策を図っていくのかというのが、今おっしゃられたことに対する回答であろうと思います。私も、そうしたことをぜひ国のほうでやっていただきたいという話もさせていただいております。

そんな中でございますが、急にそうしたことになるろうとは思っておりません。したがって、このことにおきましては、今、きめ細かな経済対策というようなことを繰り返しながら、本年度においても補正予算、あるいは平成23年度当初予算でも、そうした経済対策を組み込んでくるというふうな情報も入ってきております。

そんな中でいかに内需拡大、そして経済対策が効を奏してくるかということに、私どもも期待をいたしておるところでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

それと地方において本当に今、苦慮している。そうした中で、国において言われております地方主権、地方自治体においてそれぞれの考えで、それぞれの行動をし、頑張ってもらいたいということで、地方主権を皆さん方、頑張っておるところでございます。

そんな中で当町におきましても、いろいろイベントも開催し、人に来てもらい、都市交流を図りながら、こうした中で何とか活性化をしていきたいというふうなことで、現在頑張っておるところでございます。

1日も早くこうした経済対策が功を奏し、また地方主権における皆さんの頑張りが実となってくるような、そうした状況を生み出していきたい、そうした思いで皆さん一丸となって頑張っておるところでございますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

人事院勧告どおり実施するのは、国や県がおそろしいのかと。こんな厳しいご指摘でございますが、そうではなしに、私はあくまでも町民の皆さん方がこれだけ不況でご苦労されている。そんな中で我々もひとつそうした思いをともに味わって、そしてこれを切り下げていくべきではないかと、そうした思いからでございますので、決して国や県に対して遠慮しているわけでもなし、皆さんと一緒に不況を切り抜けていきたい、そうした思いからでございますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (美野勝男君)

15番、美濃良和君。

○15番 (美濃良和君)

大変苦しい答弁であったかというふうに思うんです。

実際に先ほどからの質疑もあつたり、それに対する答弁もありましたけども、下げないほうがいいですね。それはもうだれでも思っているんだと思います。

町長言われるように、国や県からのペナルティが恐くて、人事院勧告どおりやってくんだということではないんだと、そういうふうに言われましたけども、だったら、何でもこのように削減の案を出してくるのかということになってくると思うんです。そのところ、我々も本当に思うところを出していくべきだと思うんですね。

残念ながら、今、紀美野町は大変厳しい状況になって、町長はイベントで何とかカバーするために頑張っておられるということで答弁いただいたんですけども、なかなかそうもいかんと思うんですね。きのうも、かじか荘で頑張ってくれたようでありますけれども、厳しいものはやはり厳しいんですね。

金というのは、町に落ちなければならない。公共事業だってそうでしょう。いろいろあつて、最近、県知事選挙の中で現職も大変苦労されたと思うんですが、談合防止ということ余りに進めたために地元で金が落ちないと。こういうふうなことになってきて、関係者からも大変批判があつたし、それなんかも一つには景気が悪くなってきている原因になっているのです。

国からの金をできるだけ町内に落とすというふうを考える。それをしていかなければならないという点から考えて、こういうふうなことになってくると、空中戦になってきそうなので、私も余りやりたくないんですけども、このところを決断されるべきではないかというふうに思うんですよ。そういう点でもう一回、お聞きしておきたいと思います。

それからもう1つ、先ほど来、やる気の問題について、他の議員の方々も質疑されておりましたけども、うちの職員は給料が下がったからといって、やる気を起こさないという方はないと思います。しかし町当局として、職員に対して、町民のためにさらに努力しながら、この町全体を引き上げる。その先頭に立つてもらうための何らかの取り組みというのを考えておられるのかどうか、それもお聞きしておきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再質疑にお答えをいたします。

こうした不景気の中で、人事院勧告どおりではなしに、もうこれを無視してやるべきではないかと、それが最善の策ではないかと、こういう質疑であろうかと思いますが、私はそうではなしに、やはりみんなが苦しんでいるときは、一緒になって苦しんで立ち

直っていくと。そうした思いが、町民の皆さん方も奮い立っていただけるのではないかと、そのように思います。

また、職員組合といろいろ話をした中でも、先ほど来質疑がございましたが、ラスパ
イレス指数が低いのにまだ下げさせていただくということに対して、一面、私どもも割
り切れない気持ちもございましたが、しかしやるべきことはやり、そしてまた、対策を
とっていくのは対策をとっていく。そこらの区分けというんですか、それをしながら、
町民の皆さん方とともにこれやっていくのが行政ではないかというふうに考えており
ますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

それと町職員のモチベーションの問題ですが、合併をして5年目を今迎えております。
ようやく職員の皆さん方もそれぞれ自覚を持ち、そして今、仕事に対する姿勢ですね、
これを見せていただいている。そんな中で、本当に一人一人一生懸命頑張ってくれてい
ます。そんな中で、いつか頑張らせていただいていることが実を結んでくるというふうに
私は信じております。また職員も、そうならんと、やはり自分らが一生懸命やった、そ
うした効果がない。そうしたことを議員の皆さん方と、それから我々執行部、そして町
民の皆さん方と一緒に一つ作り上げていくというのが、私は理想ではないかと思
います。

今の不況を見ながら、そうした夢を求めていくのも、ちょっと厳しいかとは思いますが、
皆さん方と一緒に、そうした夢を見ていきたい、またそれを実現させていき
たい、そうした思いでおりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

これから議案第94号に対し、討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

これから議案第95号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

これから議案第96号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

これから議案第97号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

1番、田代哲郎君。

(1番 田代哲郎君 登壇)

○1番（田代哲郎君） 反対討論を行います。

昨年度に引き続く今回の給与条例の改正では、人事院勧告で全国の公務員にかなりの生活悪化をもたらすと考えられます。1998年からの12年間で、期末勤勉手当は1.3カ月分、年間給与平均は70万9,000円の減額となっています。今年だけでも、この町の職員のラスパイレス指数は低いので、このとおりにはいきませんが、平均では全国で9万4,000円の所得が失われることになっています。

また、2年間連続で一度支給したお金を返してもらって、さかのぼっての引き下げという、これは上げるときにはさかのぼって上げるんだから当然だという説明もありましたが、今の生活苦の中では非常に冷酷な方法で、そうした給与調整はだれでもが納得できるはずはなく、町財政の健全化に一生懸命取り組んできた職員の努力に水を注ぐ結果になり、労働意欲にも大きな影響を及ぼすと思われまます。

1号俸引き上げに年齢制限を設けなかったという点は評価しますが、遡及するという考え方をそのまま引き継ぐ以上、その考え方を容認することはできません。さらに一番何よりも懸念するのは、国から地方まで全国の公務員給与を一斉に引き下げるというやり方、民間に対して深刻な影響が及ぶことは、だれの目にも明らかだと思います。公務員給与の引き下げを理由として、また来年の春は民間の給与引き下げの圧力がかけられます。

内需拡大といいながら、それに逆行するようなやり方、そうした施策のあり方は、地域の経済を、この地方においても一層冷え込ませる結果になり、マイナスの連鎖に拍車をかけると考えられます。

以上の理由から、今回の給与条例改正には反対の意を表します。

以上です。

（1番 田代哲郎君 降壇）

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男君） 反対討論ありませんか。

15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

○15番（美濃良和君） 私も反対の立場から一言述べたいと思います。

反対討論があつて賛成討論がないというのは、議員各位の中にも、この問題に余り賛

成したくないと、そういうふうな意思があらわれているというふうに思います。

先ほど来、町長と執行部の皆さんとのやりとりがございました。また問題なのは、やはり昨年来ずっと一貫して景気が落ち込んできている。町内の暮らし向きも悪くなってきているという問題であるんですね。

今、内需をどのように拡大していくのかというのが大きな問題で、先ほど町長もちょっと言いかけてましたが、産業の空洞化と、こういうふうな問題についておっしゃられました。

国のほうで企業にアンケートをとったそうであります。その中で、外国に出ていくのに、よく言うところの税金が高いとかいうふうなことをよく言うんですけど、実際にアンケートをとって税金が高いからというのはごくわずか、8%ぐらいだったそうなんです。あと、外国に出ていくのは、1つはさらに安い給料で使おうという考え方で、もう1つは日本で内需がないんですね。ここに大きな問題があって、トヨタですら、国外と国内では国外のほうが多いと、こういうふうなことになってきているわけでしょう。どこに問題があるのかというと、日本における労働者や一般の方々がお金を持っておられないという、そこに問題があるわけなんですね。

ラスパイレスというのは非常に難しく、漠と言うならば、そういうふうに全体でいくんですけど、中身を改善に向けて頑張っていたらいいということなので、その中身には、私も旧美里町の職員の部分があった。これは一つには雇用の問題で、きちり計画的に職員の雇用をしてこなかった問題とか、あるいは町長が勝手なことをやっていた部分もあったりして、非常に問題もある部分があると思います。その点については改善に向けて頑張ってもらいたいと思います。

ただ、基本的に大きな点で見て、このように一律に下げっていくということは非常に問題である。しかも期末手当については、47年前の水準に戻ってしまうというふうに考えても、余りにも大きな問題というのは職員の問題、ひいては地域の内需をさらに引き下げてしまうというふうな大きな問題にかかわってこようと思います。

そういう点から考えて、町長のこれからの努力も見ていきたいというふうに思いますけれども、この案件については同意し難いものがあると思います。そういう点で、議案第97号の条例に関する提案に反対いたします。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第97号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長(美野勝男君) 起立多数です。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第93号 紀美野町社会体育施設条例の制定について

○議長(美野勝男君) 日程第8、議案第93号、紀美野町社会体育施設条例の制定について、議題とします。

説明を願います。

生涯学習課長、新田君。

(生涯学習課長 新田千世君 登壇)

○生涯学習課長(新田千世君) 1ページをお開き願います。

議案第93号 紀美野町社会体育施設条例の制定について

紀美野町社会体育施設条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

平成22年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由といたしましては、紀美野町立志賀野小学校の廃校に伴い、体育施設の有効利用を図るものであります。

2～3ページをお開きください。

紀美野町社会体育施設条例。

(設置)第1条、地方自治法第244条第2項の規定に基づき、町民の体育及びレクリエーション、その他社会教育の振興を図るため、社会体育施設を設置する。

第2条には、名称及び位置に関して記載しております。1枚めくっていただきまして

4 ページの別表第 1 に記載してございます。

第 3 条に関しましては、施設の管理等に関して記載してございます。

第 4 条には、使用の許可というふうに記載してございます。

第 5 条は、使用の制限を記載してございます。

第 6 条、使用許可の取り消し等に関して記載してございます。

第 7 条、使用料の額及び納入方法について記載しております。金額に関しましては 4 ページの別表 2 をご覧ください。

第 8 条は、使用料の減免に関しまして記載してございます。

第 9 条は、賠償責任等について記載してございます。

第 10 条は、規則への委任ということで記載しております。

この条例に関しましては、平成 23 年 1 月 1 日から施行したいと考えております。

簡単ですけれども、ご説明とさせていただきます。

原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

(生涯学習課長 新田千世君 降壇)

◎日程第 9 議案第 98 号 紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について

○議長(美野勝男君) 日程第 9、議案第 98 号、紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。

総務学事課長、溝上君。

(総務学事課長 溝上孝和君 登壇)

○総務学事課長(溝上孝和君) 23 ページをお願いします。

議案第 98 号 紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について

紀美野町立学校施設設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 22 年 11 月 29 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由、紀美野町立志賀野小学校を廃校とするため、条例の一部を改正するものがあります。

これは現学校の有効利用を図るための廃校処置改正であります。現休校中の志賀野小学校の開放はこの先極めて低く、より広く、施設の有効活用に向けた検討を行うことが可能となるよう、管理者を教育委員会から市町村にかえるための条例の一部改正をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、条例の改正事項であります。

紀美野町学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例。

まず、紀美野町学校設置条例の一部の改正です。第1条、紀美野町立学校設置条例の一部を次のように改正する。別表、小学校の表紀美野町立志賀野小学校の項を削るものであります。

次に紀美野町立学校施設開放条例の一部改正であります。第2条、紀美野町立学校施設開放条例の一部を次のように改正する。別表、紀美野町立志賀野小学校の部を削る。

附則といたしまして、この条例は平成23年1月1日から施行する。

以上、よろしく願いいたします。

(総務学事課長 溝上孝和君 降壇)

◎日程第10 議案第99号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長(美野勝男君) 日程第10、議案第99号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について、議題とします。

説明を願います。

総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 議案書の25ページをお願いいたします。

議案第99号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、平成23年3月31日をもって、和歌山県市町村総合事務組合から、御坊市外三ヶ町国民健康保険事務組合を脱退させることについて、和歌山県市町村総合事務組合規約を次のとおり改正したいので、議会の議決を求める。

平成22年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。御坊市ほか3カ町の国民健康保険事務組合が、平成23年3月31日をもって解散するのに伴い、同日付で本組合を脱退したい旨の通知があったため、本組合理約を変更するものでございます。

次のページをお願いします。26ページでございます。

和歌山県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約。

和歌山県市町村総合事務組合理約の一部を次のように改正する。

別表第1、別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項及び同表第3条第1項第2号に掲げる事務の項中「御坊市外三ヶ町国民健康保険事務組合」を削るということで、附則については、この規約は平成23年4月1日から施行するというので、御坊市ほか3カ町国民健康保険事務組合を削るという改正で、4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(総務課長 井上 章君 降壇)

◎日程第11 議案第100号 平成22年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)について

○議長(美野勝男君) 日程第11、議案第100号、平成22年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)について、議題とします。

説明を願います。

総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 議案書の27ページをお願いいたします。

議案第100号 平成22年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)

平成22年度紀美野町の一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,539万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億4,735万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成22年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

33ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

12款、分担金及び負担金、1項、1目、農林水産業費分担金では87万6,000円の減額をお願いするものでございます。農業用施設補修用材料支給事業分担金で30万円の増、小規模土地改良事業分担金で117万6,000円の減額でございます。

続いて14款、国庫支出金、1項、1目、民生費国庫負担金では755万9,000円の増額をお願いします。子ども手当国庫負担金分でございます。

同じく14款、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金では116万円の増額でございます。これにつきましては、次世代育成支援対策交付金でございます。

続いて15款、県支出金、1項、1目、民生費県負担金では197万円の減額でございます。子ども手当県負担金でございます。

続いて同じく15款、2項、県補助金、2目、民生費県補助金では120万6,000円の減額でございます。障害者福祉費補助金の自殺対策緊急強化基金補助金で8万円、子育て支援センター補助金で128万6,000円の減額でございます。

続いて4目、農林水産業費県補助金では92万9,000円の増額でございます。中山間地域直接支払交付金で218万円の増額でございます。1枚めくっていただきまして、34ページの上段でございます。農作物鳥獣害対策強化事業補助金で72万9,000円の増額、小規模土地改良事業補助金では240万円の減額、経営体育成施設整備補助金で42万円の増額でございます。

続いて18款、繰入金、1目、財政調整基金繰入金で1,570万2,000円、財政調整基金からの繰入金でございます。

19款、繰越金、1,700万円の増額でございます。前年度の繰越金でございます。

21款、町債、4目、土木債、710万円の増額でございます。過疎対策債として710万円となっております。

続いて歳出に移らせていただきます。

35ページをお願いいたします。

1款、議会費、1目、議会費で4万9,000円の増額をお願いします。これにつきましては車検の経費が主なものでございます。

続いて2款、総務費、1項、1目、一般管理費では48万8,000円でございます。共済費として28万8,000円、庁舎の修繕費で20万円ということでございます。

4目、財産管理費、150万円の増額でございます。これについては志賀野小学校の雨漏り等の修繕にかかる費用でございます。

5目、企画費、272万円の増額でございます。地上波のデジタル放送難視聴対策工事ということで、町の8施設分を計上させていただきます。32万円でございます。地上デジタル放送の電送路移設工事ということで、関電柱移設に伴う張りかえということで240万円でございます。

6目、電子計算費で32万4,000円、光ケーブルの関電柱の架設変更工事ということで、32万4,000円でございます。

7目、支所及び出張所費で3万円、使用料及び賃借料でございます。

1枚めくっていただきまして36ページ、12目、防災諸費、594万7,000円の増額でございます。12節、役務費、4万7,000円、これについては防災無線再免許申請手数料でございます。19節、消火栓設置負担金で50万円、住宅用火災警報器補助金で540万円、これにつきましては非課税世帯への各家庭への火災報知器の設置補助ということになってございます。

続いて同じく2款、5目、統計調査費、2目、指定統計費では39万5,000円でございます。これにつきましては職員手当でございます。

3款、民生費、1項、2目、国民年金事務費で22万6,000円、これについては臨時雇用の賃金で22万6,000円でございます。

3目、老人福祉費で40万円、高齢者ふれあいハウス事業委託料の増でございます。

4目、障害者福祉費で243万円の増額でございます。旅費と負担金については自殺対策の経費となっております。23節の過年度返還金として235万円でございます。

37ページへ移らせていただきまして、8目、ひとり親家庭医療費で102万6,000円の増額でございます。委託料として2万3,000円、扶助費、医療費扶助として103万円の増額でございます。

同じく3款、2目、5項、保育所費で3万3,000円、これについては職員手当でございます。

8目、子ども手当費で826万8,000円の増額でございます。子ども手当の増額ということでございます。

続いて4款、衛生費、1項、4目、環境衛生費で275万円の増額でございます。美里簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

5目、成人保健対策費で428万9,000円、各種健診委託料の増額でございます。1枚めくっていただきまして38ページをお願いします。

5款、農林水産業費、1項、2目、農業総務費で5万円の増でございます。需用費でございます。

3目、農業振興費、488万9,000円の増額でございます。5万1,000円の需用費と19節、農業経営支援事業補助金で6万6,000円、中山間地域直接支払交付金で290万8,000円、農作物鳥獣害対策強化事業補助金で144万4,000円、経営体育成施設整備事業補助金で42万円となっております。

続いて4目、耕地総務費で31万2,000円、県営ため池等整備負担金の31万2,000円でございます。

5目、農道整備事業費で14万5,000円、需用費でございます。

6目、農業用施設整備費で300万円、農道維持補修工事でございます。

7目、地籍調査事業費は歳出の組みかえでございます。

39ページ、同じく5款、1項、8目、小規模土地改良事業で800万円の減額でございます。需用費で16万円、工事費で784万円、交付決定に伴う減額でございます。

同じく5款、2項、林業費、1目、林業総務費では2万2,000円の減額でございます。報償費で48万円の減額、需用費で5万円、使用料及び賃借料では15万円の減額、備品購入費で35万1,000円の増額、負担金、補助及び交付金で9,000円の増額でございます。

2目、林道維持費、149万2,000円の増額でございます。林道毛原下滝ノ川線改良工事の費用でございます。

1枚めくっていただきまして40ページ、6款、商工費、1目、1項、2目、観光費で44万円の増でございます。燃料費、修繕料でございます。

続いて7款、1項、1目、土木総務費で11万2,000円、県道路協会と県河川協会への負担金でございます。

同じく7目、2項、道路橋りょう費、1目、道路橋りょう維持費で1,100万円の増額でございます。委託料、測量委託料で70万円、工事請負費で町道補修等の費用で960万円、公有財産購入費、土地購入費で70万円でございます。

2目、道路橋りょう新設改良費、112万4,000円の減額でございます。組みかえ等ございまして、需用費で82万4,000円、役務費で30万円の減額、町道神野市場福田線の測量設計委託で200万円の減額、同じ路線の土地建物調査費で200万5,000円の減額、町道南線の測量委託で500万円の増額となっております。工事請負費では88万4,000円の減額で、谷線の1,900万5,000円の増額と町道福田松瀬線の1,488万9,000円の減額と町道南線の500万円の減額となっております。補償、補填及び賠償金では11万1,000円の減でございます。

9款にまいります。1項、2目、事務局費として6万7,000円、需用費でございます。

3目、教育諸費、8万円、旅費、役務費、委託料、負担金、補助及び交付金等々でございます。

1枚めくっていただきまして、42ページをお願いします。

9款、2項、小学校費、1目、学校管理費で86万9,000円でございます。需用費で、主に修繕費等でございますが、83万7,000円、委託料で3万2,000円でございます。テレビのアンテナ設置の調査でございます。

9款、3項、中学校費、1目、学校管理費で29万9,000円でございます。11節、需用費で29万9,000円、負担金、補助及び交付金ということで9万4,000円、クラブ助成でございます。美里中学校ソフトテニスクラブが近畿大会に出場ということでございます。扶助費として20万4,000円、要保護・準要保護の就学援助費でございます。

同じく9款、4項、7目、みさと天文台管理運営費で8万3,000円、需用費で8万3,000円でございます。

9目、文化センター管理運営費で9万5,000円、これも同じく印刷製本費でございます。

10目、真国区民センター管理費で9万3,000円、同じく需用費の増です。

11目、自然体験世代交流センター管理運営費で10万2,000円、電気料の増額でございます。

同じく9款、5項、保健体育費、2目、体育施設管理運営費で44万1,000円でございます。11節、修繕費で8万9,000円、15節、工事費の志賀野体育館の水道工事で26万4,000円、水道の負担金で8万8,000円となっております。

30ページへ戻っていただきたいと思います。

第2表、地方債補正ということで、起債の目的、過疎対策事業債ということで、限度額が1億9,650万円でしたが、今回2億360万円に増額をお願いするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

以上、説明とさせていただきます。

原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

◎日程第12 議案第101号 平成22年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(美野勝男君) 日程第12、議案第101号、平成22年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、議題とします。

説明を願います。

住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長(牛居秀行君) 議案書の45ページをお開きください。

議案第101号 平成22年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成22年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,029万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,647万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

50ページをお開きください。

歳入でございます。

3款、国庫支出金、2項、1目、財政調整交付金で241万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては、レセプト審査支払システム最適化経費に対する特別調整交付金でございます。

次に10款、繰入金、1項、2目、財政調整基金繰入金で788万円の増額補正でございますが、これにつきましてはレセプト審査システム改修費、老人保健拠出金、人間ドック委託料、特定健診の過年度返還金に充てるものでございます。

51ページをお願いいたします。3の歳出でございます。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費、13節、委託料で168万円の増額補正でございます。これにつきましては、電算システムの改修委託料でございます。次に19節、負担金、補助及び交付金で241万7,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましてはレセプト審査支払システムの最適化にかかる町の負担金でございますが、歳入でご説明いたしましたように、国からの特別調整交付金として全額交付されるものでございます。

続きまして5款、老人保健拠出金、1項、1目、老人保健医療費拠出金、19節、負担金、補助及び交付金で26万1,000円の補正をお願いするものでございますが、これは老人保健医療費拠出金の額の確定によります補正でございます。

次に8款、保健事業費、1項、1目、特定健康診査等事業費、23節、償還金、利子及び割引料で236万2,000円の補正でございます。これにつきましては過年度の補助金に対します返還金でございます。

次に8款、保健事業費、2項、1目、疾病予防費、13節、委託料で357万7,000円の補正でございますが、これにつきましては人間ドック及び脳ドックの受診者が当初予測より増加したことによります補正でございます。

以上、簡単でございますが、国民健康保険事業特別会計の補正予算についてのご説明といたします。

ご審議の上、原案どおりご可決、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

◎日程第13 議案第102号 平成22年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算
(第3号) について

○議長(美野勝男君) 日程第13、議案第102号、平成22年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、議題とします。

説明を願います。

保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長（山本倉造君） 53ページをご覧ください。

議案第102号 平成22年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成22年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,173万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

57ページをご覧ください。

歳入の補正はございません。歳出でございます。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費につきまして、303万円の減額でございます。

続きまして2項、介護予防サービス等諸費、3目、介護予防住宅改修費につきまして、80万円の増額でございます。これは10月までに168万5,000円執行してございまして、3月末までに約80万円の増が必要と見込まれるためでございます。

続きまして5項、高額医療合算介護サービス等諸費、1目、高額医療合算介護サービス費でございます。これにつきましては223万円の増でございます。これは医療と介護の自己負担額が一定額を超えた部分につきまして給付する制度でございまして、本年度223万円の増が見込まれるためでございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

（保健福祉課長 山本倉造君 降壇）

◎日程第14 議案第103号 平成22年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（美野勝男君） 日程第14、議案第103号、平成22年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第3号）について、議題とします。

説明を願います。

産業課長、中尾君。

(産業課長 中尾隆司君 登壇)

○産業課長(中尾隆司君) それでは、議案書の59ページをお開きいただきたい
と思います。

議案第103号 平成22年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予
算(第3号)

平成22年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第3号)は
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万9,000円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,864万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

64ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款、繰入金、1項、1目、財政調整基金繰入金、補正額で55万1,000円の増
であります。これは財政調整基金繰入金でございます。

5款、諸収入、1項、1目、施設管理受託事業収入ということで19万8,000円
の増でございます。これにつきましては県営施設受託事業収入ということで、受水槽の
内部補強工事に伴う県の負担分でございます。

次のページをお願いします。歳出です。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費で74万9,000円の増額でございます。
需用費で47万円の増で、内訳として水道料、17万円、これにつきましては水漏れ等
による増加分でございます。修繕料につきましては、上水道漏水の修繕費用で30万円
でございます。次に工事請負費で27万9,000円、これにつきましてはふれあい公
園ステージ電気設備工事でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(産業課長 中尾隆司君 降壇)

◎日程第15 議案第104号 平成22年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予
算(第3号)について

○議長（美野勝男君） 日程第15、議案第104号、平成22年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議題とします。

説明を願います。

水道課長、岩本君。

（水道課長 岩本介伸君 登壇）

○水道課長（岩本介伸君） 議案書の67ページをお願いいたします。

議案第104号 平成22年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成22年度紀美野町の美里簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,653万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

恐れ入りますが、72ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款、繰入金、1目、一般会計繰入金、275万円の増額につきましては、修繕料で220万円、原材料費で55万円をお願いするものでございます。

続きまして4款、諸収入、1目、雑入、3節、水道管移設工事補償金で50万円の減額、4節、消火栓設置工事負担金で50万円の増額であります。財源変更によるものでございます。

続きまして73ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款、衛生費、2目、作業費、11節、修繕料、220万円でありましたが、内訳といたしまして、水道メーター交換に60万円、メーター付近の修理補償に100万円、フロート弁の修理に60万円でございます。16節、原材料費、55万円につきましては、水道メーター器に20万円、メーターボックス修繕等に35万円の費用内訳になっております。

以上、ご審議をいただきまして、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(水道課長 岩本介伸君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

散 会

○議長 (美野勝男君) 本日はこれで散会します。

(午前 11 時 43 分)